

議案第64号

二宮町地域集会施設条例を別紙のように制定する。

令和5年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

児童館、老人憩の家、公会堂をそれぞれの時代のニーズに応じて設置してきたが、昨今の運用実態に即し、町民に分かりやすく地域集会施設として統一化を図ることを目的に、二宮町児童館条例、二宮町老人憩の家条例及び二宮町公会堂条例を廃止し、本条例を制定するために提案する。

二宮町地域集会施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域集会施設の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 地域住民の連帯感の醸成及び地域文化活動の推進を図るため、町民が自主的に活動する拠点として、地域集会施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
百合が丘公会堂	二宮町百合が丘1丁目101番地の1
百合が丘2丁目会館	二宮町百合が丘2丁目29番6号
百合が丘児童館	二宮町百合が丘3丁目2番1号
中里老人憩の家	二宮町中里903番地の3
中里西公会堂	二宮町中里二丁目18番13号
元町老人憩の家	二宮町二宮1, 138番地の1
富士見が丘児童館	二宮町富士見が丘一丁目27番23号
富士見が丘老人憩の家	二宮町二宮2, 041番地の4
松根児童館	二宮町松根10番18号
上町児童館	二宮町二宮146番地の6
下町児童館	二宮町二宮373番地の9
下町老人憩の家	二宮町二宮473番地の1
梅沢老人憩の家	二宮町山西102番地の1

越地児童館	二宮町山西759番地
茶屋児童館	二宮町山西448番地の10
茶屋老人憩の家	二宮町川匂71番地
釜野児童館	二宮町山西1,574番地の1
入川匂老人憩の家	二宮町川匂309番地

(使用の制限)

第3条 地域集会施設は、使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、使用することができない。

- (1) 公益を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設及び付属設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その使用が不相当と認められるとき。

(損害の賠償)

第4条 地域集会施設を使用するものは、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを賠償し、又は原状に回復しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由によると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、地域集会施設の管理等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
(二宮町児童館条例の廃止)
- 2 二宮町児童館条例（昭和52年二宮町条例第17号）は、廃止する。
(二宮町老人憩の家条例の廃止)
- 3 二宮町老人憩の家条例（昭和52年二宮町条例第18号）は、廃止する。
(二宮町公会堂条例の廃止)
- 4 二宮町公会堂条例（昭和52年二宮町条例第21号）は、廃止する。